

令和8年狛江市教育委員会第2回定例会会議録

日 時 令和8年2月9日(月) 10:00~11:00
場 所 狛江市防災センター4階会議室
出席委員 教育長 柏原 聖子
委 員 齊藤 茂好・小川 敦子・森 昌子
欠席委員 佐伯 英徳
事務局 (議案説明者)
教育部長 波瀬 公一 教育政策監 鈴庄 美苗
教育部理事(兼)指導室長 松倉 淳之介 教育部調整担当理事 上田 智弘
学校教育課長 浅井 信治 社会教育課長 金築 宏美
公民館長 瀧川 直樹
傍 聴 2名

1 付議案件

- (1) 議案第7号
狛江市立学校長及び副校長人事の内申について
- (2) 議案第8号
令和8年第1回定例会における議決事件に対する意見聴取の臨時代理の承認を
求めることについて
- (3) 議案第9号
狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第10号
狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
施行規則の一部を改正する規則
- (5) 議案第11号
狛江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則
- (6) 議案第12号
狛江市ティーンズルーム事業実施要綱の臨時代理の承認を求めることについて
- (7) 議案第13号
狛江市いじめ防止基本方針(案)について
- (8) 議案第14号
狛江市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(案)につ
いて
- (9) 議案第15号
学校プール民間施設等活用試行実施事業の検証結果と今後の方向性(案)につ
いて
- (10) 議案第16号
狛江市立中学校に係る部活動等の方針(狛江市部活動ガイドライン)(案)につ
いて

- (11) 議案第 17 号
 狛江市合同部活動運営マニュアル（案）について
- (12) 議案第 18 号
 狛江市スポーツ推進計画の計画期間の見直しについて

2 報告案件

－議会報告－

な し

－行政報告－

な し

－事務報告－

- (1) 狛江市教育委員会事務局等職員の人事異動について
- (2) 狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会の進捗状況について (3)
- (3) 狛江市教育委員会と株式会社ルネサンスとの部活動の地域展開に関する連携及び協働に関する包括的協定の締結について
- (4) 令和 7 年度学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業について (5)

教育長

ただいまから、令和 8 年狛江市教育委員会第 2 回定例会を開会します。

本日は佐伯委員から欠席の連絡があり、承諾しています。それでは、会議の開会に先立ち、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、「狛江市教育委員会会議規則第 29 条」の規定により、「小川委員」を指名します。

それでは、議事日程に従って、議事を進めます。

付議案件 (1) 議案第 7 号「狛江市立学校長及び副校長人事の内申について」、審議します。なお、本件は人事案件となりますので、狛江市教育委員会会議規則第 12 条の規定に基づき、会議を非公開とすることとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

<異議なしの声>

教育長

それでは、議事が終了するまでの間、会議は非公開とすることとします。

<非公開>

教育長

他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。付議案件 (1) 議案第 7 号「狛江市立学校長及び副校長人事の内申について」、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（１）議案第７号は「可決」されたので、承認します。ここで会議の非公開を解きます。

次に、付議案件（２）議案第８号「令和８年第１回定例会における議決事件に対する意見聴取の臨時代理の承認を求めることについて」、審議します。

本件は、教育長が臨時代理した令和８年第１回定例会における議決事件に対する意見の申し出について、狛江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第３条第２項に基づき、報告し承認を求めるものです。詳細は、学校教育課長より説明します。

学校教育課長 本件は、令和８年狛江市議会第１回定例会に提出予定の「狛江市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例」について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条に基づき、教育委員会に意見が求められたもので、第１回定例会議案の作成までに、教育委員会定例会を開催するいとまがなかったことから、狛江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第３条第１項に基づき臨時代理を行ったものです。

今回の改正の趣旨は、令和７年度に引き続き、狛江市立学校在籍児童・生徒の学校給食費を無償化するものです。

なお、令和８年度から国により、小学校の学校給食費無償化に対して抜本的な負担軽減の支援がなされることとなりましたが、中学校への支援は令和８年度時点では実施されないため、「当分の間」として改正します。中学校に対しても国による支援が実施されることとなった場合は、本則において規定していく予定です。

また、生活保護法等により給付がなされる世帯については、国交付金又は都補助金の対象外となっているため、学校給食費の無償化としては対象外としました。ただし、現行制度により給付は引き続き実施されますので、実質、学校給食費の徴収は行われません。

なお、本条例は、令和８年４月１日から施行します。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（２）議案第８号「令和８年第１回定例会における議決事件に対する意見聴取の臨時代理の承認を求めることについて」、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（２）議案第８号は「可決」されたので、承認します。

次に、付議案件（３）議案第９号「狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則の一部を改正する規則」について、審議します。本件は、「特別支援教育就学奨励費補助金」の国庫補助対象限度額の変更等に伴い、所要の改正を行うものです。詳細は、学校教育課長より説明します。

学校教育課長 本規則は、公立の小・中学校に設置された特別支援学級固定学級等に在籍している児童・生徒の保護者に対して支給する特別支援教育就学奨励費に係る事務の取扱いに関し、必要な事項を定めています。

今回の改正は、「特別支援教育就学奨励費補助金」の国庫補助対象額の変更に伴い、別表第6「新入学学用品費」の単価について、増額の改正を行うものです。なお、施行日は令和7年4月1日とし、既に奨励費が支給された者に対しては、増額差額分を追加で支給する予定です。

また、令和8年度より新しい生活保護基準を適用させた需要額等とするための改正を行います。こちらの施行日は令和8年4月1日となります。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（3）議案第9号「狛江市特別支援教育就学奨励費支給事務取扱規則の一部を改正する規則」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（3）議案第9号は「可決」されたので、承認します。

次に、付議案件（4）議案第10号「狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、審議します。本件は、「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の施行に伴い、狛江市立学校の学校医等の補償基礎額を改めるものです。詳細は、学校教育課長より説明します。

学校教育課長 本規則については、「狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」第8条の規定に基づき、狛江市立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の実施に関し、必要な事項を定めています。

令和7年6月13日及び12月24日に「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」の一部を改正する条例が公布され、同日付で施行されました。これに伴い、狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正するものです。

こちらは補償基礎額を改定するものとなっており、金額については、東京都に合わせて改正を行っています。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（4）議案第10号「狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、賛成

の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（４）議案第10号は「可決」されたので、承認します。

次に、付議案件（５）議案第11号「狛江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則」について、審議します。本件は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正による、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものです。詳細は、教育政策監より説明します。

教育政策監 本件は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正により、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されたことに伴い、「狛江市学校運営協議会規則」の一部を改正するものです。

法改正の内容としては、公立学校等における働き方改革の一層の推進と、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」において、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が教育委員会に義務付けられ、これを受けて「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、各学校長が業務量管理・健康確保措置の実施に関する基本的な方針を策定し、学校運営協議会の承認を得ることが規定されたところです。

本件の規則改正は、この法改正に倣い、各学校長が作成し、狛江市学校運営協議会の承認を要する「基本的な方針」の中に「業務量管理・健康確保措置の実施に関すること」を追加するものです。

なお、本規則は、令和8年4月1日から施行します。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（５）議案第11号「狛江市学校運営協議会規則の一部を改正する規則」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（５）議案第11号は「可決」されたので、承認します。

次に、付議案件（６）議案第12号「狛江市ティーンズルーム事業実施要綱の臨時代理の承認を求めることについて」、審議します。本件は、教育長が臨時代理した「狛江市ティーンズルーム事業実施要綱」について、狛江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づき、報告し承認を求めるものです。詳細は、公民館長より説明します。

公民館長 本件は、令和8年教育委員会第1回定例会で承認をいただいた狛江市立公民館条例施行規則の一部改正に合わせて、「ティーンズルーム事業」の実施に関する内容について定めるために要綱を制定するものです。事業実施や支援者となるサポーターの確保が喫緊に必要であったことから、狛江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づき臨時代理にて決定したものについて承認を求めるものになります。

本要綱については、狛江市立公民館条例及び狛江市立公民館条例施行規則等に基づき、ティーンズルーム等で実施する「ティーンズルーム事業」に関し、その目的、事業内容、利用者、利用手続き、運営体制等の必要な事項を定めるものです。

目的については、中学生及び高校生を中心とした18歳以下の者が、自らがしたいことを見つけ実現できる機会を提供する場とし、事業として交流や休息できる場の提供、体験活動の提供、中高生が自らしたいことの具現化等に向けたミーティングや会議、サポーターによる伴走支援としています。利用者については、原則として市内在住・在学及びサポーターとし、サポーターについては、ユースサポーターと地域サポーターに整理しました。

なお、本要綱は、令和8年1月20日から施行しています。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。

小川委員 狛江市ティーンズルーム事業の最近の状況やサポーターの確保についての展望など、分かることがあれば教えてください。

公民館長 ティーンズルームについては、年明け以降も引き続き多くの中高生に利用をいただいております。活動状況も踏まえ、ティーンズルーム事業の実施要綱を定めました。

また、ティーンズルームの運用について、中高生自身が大学生等のサポートを得ながら話し合いを行う、サクセンカイギも開館後3回開催しています。直近の1月の回では13名の中高生に参加いただき、3月までに実現できそうな空間づくり、イベント、ルールについての話し合いを行いました。

また、中高生自身の声から生まれた音楽イベントについても、1月24日に「たかちゃんえきまえひろば」において実施することができました。このイベントを通じて、中高生自身が話し合いながら、どうすればスケジュール・資源などの制約がある中で実現していけるかを学んでいる様子が垣間見えました。

今回の実施要綱の制定により、今、お話ししたような取組の目的や内容を明確にするとともに、中高生に身近な立場でティーンズルームでの活動を支援する者を「ユースサポーター」、専門的知見からの中高生への相談対応及びユースサポーターの助言、育成を行う者を「地域サポーター」とし、位置づけをより明確にしました。今後もより良い運営に向け、関係者と協議しながら進めてまいります。

小川委員 ユースサポーターと地域サポーターの目的や活動内容、役割分担を明確にすることで、それぞれの方がより活動しやすくなると思います。サクセンカイギも含めて、しっかりとコミュニケーションを取りながら連携し、多くの方に気軽に利用していただける使い勝手の良いティーンズルームを運営していただきたいと思っています。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（６）議案第 12 号「狛江市ティーンズルーム事業実施要綱の臨時代理の承認を求めることについて」、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（６）議案第12号は「可決」されたので、承認します。

次に、付議案件（７）議案第13号「狛江市いじめ防止基本方針（案）について」、審議します。本件は、狛江市いじめ問題対策委員会より答申のあった「狛江市いじめ防止基本方針（案）」について、承認を求めるものです。詳細は、指導室長より説明します。

指導室長 本件は、平成29年9月に策定した「狛江市いじめ防止基本方針」について、教育委員会では、生徒指導提要の改定等の国の動きや、ネットいじめの状況等も踏まえ、市や教育委員会、学校が一体となって、より一層実効性を高め、いじめ防止に取り組むために見直しを図ることとし、狛江市いじめ問題対策委員会に諮問し、改定案を検討してまいりました。

令和8年2月2日付で、狛江市いじめ問題対策委員会委員長から、「狛江市いじめ防止基本方針（案）」として改定案の答申をいただきました。この改定案について、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、狛江市並びに狛江市教育委員会としての「いじめ防止基本方針」となりますので、総合教育会議へ付議し、協議する前に教育委員会として審議し、承認を求めるものです。

また、本改定に当たっては、同委員会での協議に加え、校長会や副校長会、生活指導主任会において、様々な意見をいただきました。

加えて、狛江市立小中学校の児童会や生徒会を中心として、ネットいじめを含む、いじめの認識や援助希求行動、いわゆる助けを求める行動等を児童・生徒が出したときに、大人がどのように受け止めたら良いか等について、意見聴取を行いました。

また、合わせて令和8年4月1日施行予定の「狛江市子どもの権利条例」との関連についても検討しました。

なお、改定に当たり、主に次の3点について、変更をしています。

第1に、これまでは項目「第1 基本的事項」としていたところを、「第1 基本的な考え方」に改め、いじめ防止等の対策に係る基本理念としました。「いじめ

防止対策推進法」の理念を再度確認し、いじめは全ての児童・生徒に大きな影響を及ぼすこと及び関係機関と連携して、いじめ問題の対策に当たることを明記しました。また、いじめはどこの学校でも起こり得るとの認識から、「いじめを許さない」から「人を傷付けない」というより大局的な見方に変更しました。

第2に、いじめの未然防止について、「生徒指導提要」及び「東京都いじめ総合対策【第3次】」において「発達支持的生徒指導」が重視されたことを受け、本基本方針においても、「何か起きてから動く」のではなく、小さな違和感を大切にしていくとともに、日頃から児童・生徒と教員、及び児童・生徒同士の信頼関係を積み上げ、豊かな人間関係を構築できるように指導の充実を図っていくことを記載しました。また、児童・生徒の援助希求行動等の受け止め方についても研修をとおして充実を図っていくことを記載しました。

第3に、学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応の充実について、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」での記載内容を踏まえ、学校いじめ対策委員会を中核に据え、いじめの防止及び早期発見・早期対応を実効的・組織的に行っていくことを明記しました。また、いじめ問題の対応経過についてもいわゆる5W1Hを明確にして記録し適切に管理することについて記載しました。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。

小川委員 改定された「狛江市いじめ防止基本方針」の周知や対策の徹底など、学校側への働きかけが改めて必要になると思います。指導室として、具体的にどのようにしていくのか教えてください。

指導室長 狛江市いじめ防止基本方針は、狛江市立学校における、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものであり、市立学校全校への周知や学校における対策の徹底が今後の重点課題となるところであり、指導室では3点の方策を講じます。

第1に、教職員向けの改定に係る概要版を作成する予定です。同概要版については、まず3月の校長会、生活指導主任会等で提示し、教職員への周知を図るよう指導します。

第2に、各学校のいじめ防止基本方針の改定についての指導です。学校いじめ防止基本方針については、教育課程の受付に当たり、補助資料として提出することになっており、今回改定した「狛江市いじめ防止基本方針」との整合性や対策の実効性等を確認します。

第3に、生活指導主任会や若手教員研修等におけるいじめ対策に係る研修の実施です。これまでも、いじめ対策に係る研修を実施していますが、本改定を踏まえた研修を実施してまいります。各学校における年3回以上実施するいじめに関する研修の内容にも関連することから、特に生活指導主任を対象にした研修については、研修成果を効果的に広げられるような内容となるよう充実を図ってまいります。

小川委員 ここ最近、SNS で生徒によるいじめの動画が拡散され、所属している自治体の学校や教育委員会が対応している案件が報道されていきました。誰でも気軽に SNS で発信できるため、様々な対策を講じていても、いじめが発生する可能性があることを認識していただきたいと思います。このいじめ防止基本方針が、単に掲げられたものにとどまらず、子どもたちの安心・安全につながるよう、御指導をお願いします。

斉藤委員 市立学校における、いじめ対策の成果と課題等、現状を伺います。

指導室長 1月下旬、生活指導主任対象に各学校のいじめ対応に係るアンケート調査を実施しました。いじめ対応に関する共通の成果として、「組織的な対応と情報共有の徹底」や「多角的なアンテナによる早期発見」等が挙げられました。組織的な対応について、一定の成果があったものと考えられますが、課題に関するアンケートにおいても、「組織内における『共通理解』と『意識の継続』」、「教職員間の情報共有の『隙間』の解消」等、組織的な対応に関するものの記載が複数ありました。

指導室では、令和5年度から「いじめ問題に関する重点課題」を設定しており、今年度の重点については、「組織的な取組の徹底」としていましたが、「徹底」までは至っていない現状があるものと推察されることから、次年度も「組織的な取組の徹底」を重点課題にし、指導を継続してまいります。

斉藤委員 組織的対応について、ポイントとなるのは、数年おきに行われる管理職を含めた教職員の「人事異動」への対応ではないでしょうか。その点において最も重要な働きかけは、年度当初の人事異動に伴う取組だと思えます。この点について、指導室として学校への御指導をお願いします。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（7）議案第13号「狛江市いじめ防止基本方針（案）について」、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（7）議案第13号は「可決」されたので、承認し、総合教育会議で協議することとします。

次に、付議案件（8）議案第14号「狛江市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について」、審議します。本件は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正に伴い策定する「狛江市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）」について、承認を求めるものです。詳細は、指導室長より説明します。

指導室長

本件は、令和7年教育委員会第8回定例会において、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法等の一部を改正する法律について、改正要旨等を報告させていただいたところですが、給特法第8条第1項において、新たに規定された業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について、承認を求めるものです。

本計画の策定に当たっては、これまでの「学校の働き方改革プラン」を踏まえ、国が示している「業務量管理・健康確保措置実施計画」及び、東京都の「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を参酌し、本市の現状を反映させています。

本市の「学校働き方改革プラン」の目標である、「令和8年度までに、1カ月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教員をゼロにする」を、国の指針に合わせ表記を「1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする」と改め、また、1年間における1箇月当たりの時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にすることや、ライフ・ワーク・バランスや働きがい等に関する目標も示しています。計画の期間としては、国が示している令和8年度から令和11年度までとしています。

実施する業務量管理・健康確保措置の内容については、文部科学省が提示している「学校と教師の業務の3分類」を基に、これまでの本市の「学校働き方改革プラン」を整理して取組内容を示しています。

なお、「業務量管理・健康確保措置実施計画」は、給特法第8条第4項において、総合教育会議にて実施状況等について報告義務が規定されていることや、財政措置等にも関わる事項となりますので、教育委員会で審議、決定いただいた後、総合教育会議へ報告します。

教育長

それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（8）議案第14号「狛江市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について」、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長

挙手全員と認めます。よって、付議案件（8）議案第14号は「可決」されたので、承認します。

次に、付議案件（9）議案第15号「学校プール民間施設等活用試行実施事業の検証結果と今後の方向性（案）について」、審議します。本件は、学校プール民間施設等活用試行実施事業の検証結果を報告するとともに、学校における水泳指導等のあり方について、今後の方向性（案）の承認を求めるものです。詳細は、学校教育課長より説明します。

学校教育課長

本件は、令和6年度から実施している学校プール民間施設等活用試行実施事業を検証するとともに、予定しているスポーツ施設の整備を踏まえ、学校における

水泳指導等のあり方について今後の方向性（案）の承認を求めるものとなります。

まず、「3 学校プール民間施設等活用試行実施事業の検証結果」について、説明します。試行実施状況として、令和6年度は狛江第一小学校の5・6年生及び和泉小学校の全学年、令和7年度は市立小学校全6校の5・6年生を対象とし、1学年当たり5回の水泳指導とバスによる送迎を川崎市多摩区の民間事業者に委託して実施しました。

検証の方法としては、実施校に対するアンケート調査等を行いました。実施の効果については、①熱中症や紫外線による健康リスク対策②指導上の利点と課題③コストの低減④総括の項目があり、④総括では、試行実施により、健康リスクが軽減されること、専門性の高い指導に加え、安全性もより高く担保できること、教職員の負担が軽減されていることなど、一定の効果が確認できたことを示しています。一方、単純に3年間の経費支出だけを見れば、10校全てで屋外プールを維持管理するための年間の平均費用に比べ、民間委託の費用の方が上回っている状況となっています。

しかしながら、健康上のリスクも看過できないことから、屋外型の学校プールを引き続き維持・整備することは難しいため、今後は廃止も視野に入れて検討する必要があることとしています。また、屋内型のプールを学校ごとに再整備することも財政負担を考えれば現実的とは言えないため、民間施設の活用だけでなく、他の公共施設を複数校で利用する方法を検討する必要があるとしています。

「4（仮称）西和泉スポーツ施設の概要」では、市長部局による旧狛江第四小学校跡地整備基本計画等に基づき、令和13年度には旧狛江第四小学校の跡地に施設を整備する予定であること、施設内の室内温水プールを小中学校の水泳授業で利用することを想定して計画を進めている現状を記載しています。

最後に「5 今後の方向性について」は、狛江市の特性を前提として、試行実施の検証結果や予定している施設整備を踏まえ、教育委員会では、現状の課題に対する対策を行いつつ、学習指導要領に則り、小中学校における水泳指導等を今後も継続することを基本とした上で、今後の方向性について、次のとおり4点に整理しました。

- ①（仮称）西和泉スポーツ施設が整備されるまでの間は、「学校プール民間施設等活用事業」として、現在の取組を継続すること
- ② 将来的には、小中学校の水泳指導等については、（仮称）西和泉スポーツ施設の室内温水プールの共同利用を実施すること
- ③ 指導体制については、外部指導者等による指導の専門性の高さと、教職員による日常の連続性のある指導のそれぞれ教育的効果や、教職員の負担軽減のバランスを鑑みながら、学習指導要領に定められた水泳指導の目標に応じて、より効果的な体制を今後も引き続き検討すること
- ④ 小中学校に設置されている屋外プールの取扱いについては、他の代替機会が確保される場合においては、学校の大規模改修や改築等の施設整備に合わせて、市長部局と連携しながら、廃止も視野に入れて慎重に検討すること

以上、こちらの方向性については、第4期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）実行プランに明記するなど、関連する計画や文書にも必要に応じて反映

させ、計画的に検討を進めることとしています。

なお、今後の方向性は、公共施設のあり方にも関連し、市長部局との調整が必要とされる事項ですので、本件については、教育委員会で審議、決定いただいた後、総合教育会議において協議の上、決定したいと考えています。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（9）議案第15号「学校プール民間施設等活用試行実施事業の検証結果と今後の方向性（案）について」、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（9）議案第15号は「可決」されたので、承認し、総合教育会議で協議することとします。

次に、付議案件（10）議案第16号「狛江市立中学校に係る部活動等の方針（狛江市部活動ガイドライン）（案）について」及び付議案件（11）議案第17号「狛江市合同部活動運営マニュアル（案）について」は、関連する事項ですので、一括して審議します。また、事務報告（3）「狛江市教育委員会と株式会社ルネサンスとの部活動の地域展開に関する連携及び協働に関する包括的協定の締結について」も関連しますので、併せて報告を求めます。

なお、「狛江市立中学校に係る部活動等の方針（狛江市部活動ガイドライン）（案）について」及び「狛江市合同部活動運営マニュアル（案）について」は、狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会での議論を経て作成したため、承認を求めるものです。詳細は、教育政策監より説明します。

教育政策監 まず、「狛江市立中学校に係る部活動等の方針（狛江市部活動ガイドライン）（案）について」は、狛江市立中学校に係る部活動等の方針、略称として狛江市部活動ガイドラインと呼んでいるものについて、狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会において協議を行いましたので、この内容についてお諮りするものです。

本ガイドラインは8つの項目で構成されており、「1 部活動の意義」「2 部活動の留意点」「3 これからの部活動の考え方」「4 指導体制等について」「5 適切な休養日等の設定」「6 大会引率等について」「7 学校の部活動に係る活動方針」「8 外部指導員の研修について」記載しています。

大きな修正点としては、「3 これからの部活動の考え方」「5 適切な休養日等の設定」の2項目となります。

まず、「3 これからの部活動の考え方」においては、部活動が生徒指導の観点から見ても重要な役割を担ってきたことを明記した上で、3（3）において、教育課程外の活動であることや生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることなど、学習指導要領の記載内容に触れています。また、（6）として部活動において不適切な指導が行われないよう、生徒指導提要に則った記載しています。

続いて、「5 適切な休養日等の設定」について、5（1）同一週内の平日のうち少なくとも2日を休養日とすることを原則とし、委員会活動等に参加する時間を確保できるよう、委員会活動等のある日は休養日にする等の配慮が必要であることを記載しました。

加えて、5（2）1日の活動時間は平日では1時間30分程度にすること、5（6）朝練習を行う場合は7時30分以降としつつ、気候変動に伴う猛暑対策として、夏季休業時など生徒の健康確保の観点から、日中の練習を行うことに代替して、朝練習を行うことが効率的・効果的と考えられる場合は、開始時間はこの限りではないことを明記しました。

特に活動日、活動時間についてはこれまで平日4日だったものが3日、2時間だった活動時間が1時間半になる、という変更が加わる形となります。これらは7月に策定した、部活動の地域展開に関する基本方針に沿い、持続可能な形での部活動のあり方の検討を進めた結果です。

関連して「4 指導体制等について」は管理顧問等の役割を明記するとともに「6 大会引率等について」は保護者引率について言及しています。また、「7 学校の部活動に係る活動方針」において、これらの部活動の地域展開の取組も含め、教員だけで進めるのではなく、学校運営協議会等も活用しながら生徒に加え、保護者・地域に広く共有することを明記しました。

そのほか、1 部活動の意義、2 部活動の留意点、8 外部指導員の研修については、文言の適正化などの軽微な修正を行いました。

次に、「狛江市合同部活動運営マニュアル（案）について」は、狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会において協議を行いましたので、この内容についてお諮りするものです。

本運営マニュアルは2つの章で構成されており、1章では合同部活動を行うことで得られた成果を生徒の視点、教職員の視点で記載しており、2章からが合同部活動を行う上での基本原則を記載しています。

まず、運営形態については、コンパクトシティであることの利点を最大限活かし、基本的には、休日だけでなく平日も活動を共にする拠点校方式を採用することとしています。

また、対象校・活動拠点については2校以上であれば良く、基本的には参加する人数の最も多い学校を原則とする、としています。

続いて拠点校への移動についてはヘルメットを着用した場合、自転車移動を可能とし、学校から一度自宅に帰った後に活動場所に向かうこととしています。

活動時間について、単独運営の部活動はおおむね16時から開始ですが、移動時間を勘案し16:30開始とし、活動時間を単独運営の部活動と遜色なく確保できるよう、合同部活動に限って、活動終了時間を17時50分とすることとしています。なお、先にお諮りした部活動ガイドラインのとおり、単独で行う部活動は活動終了時間を17時30分としています。

また、これまで狛江市においては野球などで合同部活動が行われており、その中で確認できていた課題意識等も踏まえ、「顧問の役割」「保護者理解」「大会参加」「連絡体制」「費用負担・消耗品費の支出」「安全管理」「備品管理」「ユニフォーム

ム等の整備」「内申書等への記載」について明記しています。

軽微な内容も含まれますが、心理的障壁も含め少しでも障壁を感じる内容を減らし、市域の狭さ、また自転車移動のできる傾斜の少ない土地であることも活用し、合同部活動への移行が進むことを目指しています。

最後に、狛江市における部活動の地域展開の推進に向け、令和8年1月20日付で株式会社ルネサンスと「部活動の地域展開に関する連携及び協働に関する包括的協定」を締結したことについて報告します。

協定の概要を説明します。まず、協定の目的としては、狛江市立中学校に対し、株式会社ルネサンスに勤務する方を部活動指導員及び技術指導員の候補者として紹介し、また、狛江市の小・中学生等に対し、多様なスポーツの機会提供を行い、部活動の地域展開の推進に寄与し、地域社会の持続的な発展に寄与することとしています。

次に、具体的な連携・協力事項について、3点説明します。

1点目として、株式会社ルネサンスに勤務する従業員の方を狛江市立中学校で従事する部活動指導員及び技術指導員の候補者として紹介する等、人的交流の促進に関すること。

2点目として、狛江市の小・中学生等に対する、多様なスポーツの機会提供に関すること。

3点目として、これらのほか、協定の目的を実現するために必要な部活動の地域展開、学校教育活動及びスポーツ振興に関することとしています。

本協定に基づく、双方の連携及び協働により、狛江市における部活動の地域展開が一層推進され、狛江市の子どもや教職員にとってより良い環境構築が進むことが期待されるところです。

今後の予定としては、本日の定例会後の庁議で報告した後、市議会議員に周知した上で2月10日にプレスリリースする予定です。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。

斉藤委員 実際に学校現場に足を運び、先生たちや子どもたちへのヒアリングをとおして、現状や彼らの心情を把握した結果に大変驚き、感服しています。私も学校現場にいたときは、部活動に熱心に取り組んでいました。今回、このような形で部活動ガイドラインを提示していただき、反論の余地がありません。この形で進んでいけば、子どもたちや先生たち、場合によっては保護者にとっても、今後のあるべき姿が示されるのではないかと考えています。

ただし、御存知のように中学生は成人並みの多忙な生活を送っているため、従来のような部活動のあり方はもはや成立しなくなっています。そのため、このように先進的な取組が行われていることは素晴らしいと思います。

素晴らしいと思いながらの質問ですが、活動日を4日から3日に減らすことについて、良い面も含めてどのような影響が考えられるか、お考えをお聞かせください。

教育政策監

御指摘のとおり、平日の活動日が4日から3日に、活動時間が2時間程度から1時間半に変わることは生徒にとって影響のあることだと考えています。それゆえ、本ガイドラインの改訂に当たっては、11月から12月にかけて4つの中学校の生徒会に出向き、放課後や休日の過ごし方やゆるサークルの周知方法とともに部活動の頻度や時間についてのニーズを確認する合同ヒアリングを各校で実施しました。

その結果、活動頻度が今より少ない方が良いという意見も、多い方が良いという意見もありましたが、このままが良いという意見がより多い結果となりました。活動時間については、既に今も放課後は部活動の後に習い事等があり忙しいといったこともあり、今より短くしたいという意見が多数派である学校もありました。

今回ヒアリングした生徒の多くは多忙であるとの感覚を覚えていることを踏まえれば、持続可能な形で部活動を進めることとのバランスも考慮し、今回は平日の活動日、活動時間の見直しを行いたいと考えています。

多忙な感覚を持つ生徒に、部活動以外の休息も含め、「したい」と思えることにチャレンジする機会を提供できればと考えています。

この関連で、ゆるサークルの枠組みとして、民間企業等と連携したり、地域住民からの協力を得たりしながら、令和8年度においても、放課後や休日に多様なスポーツ・文化の体験機会を提供したいと考えています。

森委員

合同部活動については、狛江市ではまだ事例が多くないと思われますので、今後このマニュアルが一つの契機となり、事例が増えることを期待しています。合同部活動を行うことの利点について改めて伺います。

教育政策監

合同部活動は、部活動の一形態ですので、【安全管理】の項目のとおり、部活動同様に、日本スポーツ振興センターによるスポーツ共済保険が適用されます。そのような保証があった上で、生徒にとってみると、他校の生徒や多様な指導者と関わりながら、これまで部員数が少なく体験ができなかった練習メニューや大会の参加機会などが確保できたり、充実したりするという利点があります。

合同部活動は学校間の距離が遠く、移動が大きな課題になるケースがありますが、他自治体に比べ市域が小さく、移動にそれ程時間がかかりません。コンパクトシティの強みを最大限活かし、オール狛江で、放課後や休日の多様なチャレンジの機会を提供したいと考えています。

森委員

学校の規模や地域差にかかわらず、この合同部活動に参加する全ての子どもの成長の機会を保障する仕組みになることを期待しています。

教育長

本件について申し添えます。平成28年度から、中学校の校長先生方からは、合同部活動として主に集団の野球部やサッカー部の提案がありました。しかしながら、時代の流れもあり、その当時、それぞれの学校が努力して合同部活動を行ってきたという歴史も狛江にはありました。本件について、他に御意見等はありませんか。

森委員 株式会社ルネサンスと包括的協定を結ぶことによって、具体的にどのようなことが期待されるのか伺います。

教育政策監 包括的協定を結ぶことで新たに期待されることは、部活動指導員や技術指導員の量と質の確保です。これまで部活動指導員については、量的に見ただけでも十分配置されているとは言えませんでした。予算的な制約だけでなく、部活動指導員として雇用し得る候補者が十分に確保できないことも課題でした。このため、雇用し得る候補者を確保する一つのルートとして、株式会社ルネサンスが寄与する部分があると認識しています。また、これまでもゆるサークルという形態でボルダリング、サップ、格闘技、トランポリンといった種目を提供していただきましたが、今後も安定的かつ継続的に発展していくべく包括的協定を結んでいきます。

森委員 学校教育がより社会とつながり、子どもたちが学びを深められることを期待しています。

教育長 他になければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。
付議案件（10）議案第16号「狛江市立中学校に係る部活動等の方針（狛江市部活動ガイドライン）（案）について」及び付議案件（11）議案第17号「狛江市合同部活動運営マニュアル（案）について」、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（10）議案第16号及び付議案件（11）議案第17号は「可決」されましたので、承認します。

次に、付議案件（12）議案第18号「狛江市スポーツ推進計画の計画期間の見直しについて」審議します。本件は、狛江市スポーツ推進計画の改定についての狛江市スポーツ推進審議会からの答申を受け、計画期間の見直しについて、承認を求めます。詳細は、社会教育課長より説明します。

社会教育課長 本件は、令和7年7月23日付で狛江市スポーツ推進審議会に諮問をし、狛江市スポーツ推進計画の計画期間の見直しについて令和7年11月7日付で答申されました。

具体的には、現在の狛江市スポーツ推進計画について、計画期間が令和3年度から令和7年度までとなっており、令和7年度中の改定が必要でしたが、令和7年3月に策定された旧狛江第四小学校跡地整備基本計画に基づき、（仮称）西和泉スポーツ施設の利用方針等と合わせ実態に即した計画策定が望ましいこと、改正スポーツ基本法、国の第3期スポーツ基本計画及び東京都スポーツ推進総合計画を参酌し、動向に注視をしながら、現計画の運用及び各種調査研究を進める必要があるものの、喫緊に目標値を変更することは不要であること等を踏まえ、現在の狛江市スポーツ推進計画を令和12年度まで計画期間の延伸をすることが妥当で

ある、との答申を受けたものです。

なお、(仮称)西和泉スポーツ施設の基本設計・実施設計等の進捗状況や本市におけるスポーツを取り巻く環境の変化に応じて、狛江市スポーツ推進計画の計画期間の再度の見直しが必要になった場合は、改めて審議をすることとの意見もいただいています。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件(12)議案第18号「狛江市スポーツ推進計画の計画期間の見直しについて」、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件(12)議案第18号は「可決」されたので、承認し、令和12年度まで計画期間の延伸を認めます。

次に、事務報告1「狛江市教育委員会事務局等職員の人事異動について」、報告を求めます。

学校教育課長 令和8年2月1日付にて、狛江市教育委員会事務局等の職員の人事異動を発令しました。

教育長 次に、事務報告2「狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会の進捗状況について(3)」について、報告を求めます。

教育政策監 本件は、狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会の進捗について報告するものです。狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会は表のとおり、昨年中に2回開催を行うほか、準備会を1回、合同で行った有識者ヒアリングを2回、近隣自治体の視察やヒアリングを4自治体に行いました。

これらを実施する中で、大きく3つの視点で知見を得ることができました。具体的には、「1. 狛江市立小・中学校のこれまでや現状と今後の推計について」「2. 他自治体から得られた知見について」「3. 外部有識者から得られた知見について」の3点です。

まず、「1. 狛江市立小・中学校のこれまでや現状と今後の推計について」では、狛江市立中学校の現在や過去の状況等について、定性的な情報だけでなく、定量的な情報としても把握すべく、教育関係データを提示しました。

児童・生徒の学力等、従来から評価されてきたものだけでなく、児童・生徒の学校や学級に対する受止めや認識を読み取り得る情報も提供することで、現在の定量的な状況を可能な限り多面的に把握することができました。

また、学校別の人口の将来推計や過去の推移に関するデータについても提供を行い、現在の学校・学級の数、適正かどうかについて検討する基盤となる情報を把握することができました。

続いて、「2. 他自治体から得られた知見について」では、施設整備や適正配置に関するハード的な側面と、教育内容・支援内容に関するソフト的な側面の両面から知見が得られました。

今後、適正規模・適正配置について議論を行う上では、ソフト的な側面だけでなく、施設整備を伴うハード的な側面についても検討を行う必要があり、整備時に複合化や小中一貫の教育を推進すること等を検討するだけでなく、工事期間中の学習環境の確保等も検討を行う必要があることが確認できました。

最後に、「3. 外部有識者から得られた知見について」では、主に子どもの世界が変化していることに関する指摘と、子どもを取り巻く環境が変化していることに関する指摘がありました。

具体的には、子どもの世界の変化として、子ども自身の抱える生きづらさや、低い自尊心に関する指摘があり、子どもが当たり前に「毎日学校に行きたい」と思う訳ではないことなど、学校への捉えに関する指摘がありました。続いて、子どもを取り巻く環境の変化について、学力や主体性の高低について、個人の努力のみで回収されがちな自己責任化の様相など、現在の様々な教育観を問い直す必要があることが指摘されました。

また、学校や授業づくりへ子どもが関わることの必要性や、教師の状況と子どもの状況は連動しており、教師のウェルビーイングを確保することが重要であることが指摘されました。

この子どもの世界が変化していることと子どもを取り巻く環境とを照らしてみれば、子どもの抱える厳しい状況が大人からは見えにくくなっている可能性や、学校も含め安心して過ごせる場が十分でない可能性についても示唆が得られました。

これらの指摘を踏まえれば、現在の教育内容・教育環境をそのまま踏襲する形では、子どもの世界の変化に対応しきれない可能性があることがうかがえます。

今年度は、これらの狛江の実情を内省する視点、他自治体から見た視点、外部有識者から見た視点の3点から得られた知見を基に、今年度コミュニティ・スクールで協議した結果を、第3回狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会で共有し、来年度は教育内容だけでなく、ハード面も含めた教育環境について論点整理の策定を進める予定です。

教育長 次に、事務報告4「令和7年度学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について(5)」について、報告を求めます。

学校教育課長 第1回教育委員会定例会以降、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を資料のとおり実施しました。

教育長 それでは、事務報告に対する質疑・意見を伺います。なければ、以上をもちまして、令和8年狛江市教育委員会第2回定例会を閉会します。